

# 与謝郡聴覚言語障害センター（障害児通学支援事業） 運営規程

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会（以下「事業者」という。）が設置する与謝郡聴覚言語障害センター（以下「事業所」という。）において実施する障害児通学支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、与謝野町の利用決定を受けた障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な通学支援を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、通学時における移動中の支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所の従事者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域や家庭の結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 与謝郡聴覚言語障害センター
- （2）所在地 与謝郡与謝野町岩滝2 1 1 2－3

## （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 1名（兼任）

サービス提供責任者は、事業者に対する通学支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び支援計画の作成に当たる。

- （3）従業者 必要数

従業者は、支援計画に基づき通学支援の提供に当たる。

## （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、利用者の希望により相談・調整をする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の休日、祝日、8月13日から15日、12月29日から12月31日および1月2日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前7時00分から午後5時00分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、与謝野町とする。

2 障害児通学支援事業は、与謝野町から京都府立豊学校舞鶴分校までの通学における移動に必要な経路とする。

(主たる対象者)

第7条 事業所において通学支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 通学支援  
聴覚言語障害児

(通学支援の内容)

第8条 事業所で行う通学支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 支援計画の作成
- (2) 通学の支援
- (3) 前号に付帯するその他必要な介護、相談、助言

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、通学支援の提供を行っているときに、利用者に症状の急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する通学支援の提供を行っているときに事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

(虐待・身体拘束防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

(苦情解決)

第11条 提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 3 提供したサービスに関し、与謝野町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するために、従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持するため、従業者との雇用契約の内容を含むものとする。
- 4 事業所は、利用者等に対する移動支援及び通学支援の提供に関する諸記録を整備し、当該通学支援を提供した日から5年間保存するものとする。

附則

この規定は、令和6年4月1日より施行する